資料５

〇諏訪市ものづくり教育奨励基金の基金残高の推移

	積立額	取崩額	残高
H16	50,140,017		**50,140,017**
⇩			
R3	6,803,845	4,600,000	**20,245,602**
R4	8,236	4,275,000	**15,978,838**
R5	16,366	4,350,000	**11,645,204**
R6	207,192	4,858,000	**6,994,396**
R7	31,859	4,348,000	**2,678,255**
R8 見込	5,000,000	4,300,000	**3,378,255**

※　小中学校ものづくり教育奨励等補助金、ものづくり教育に係るバス借上げ代の 1/2 相当分に活用

〇今後の資金調達方法

（1）ふるさと寄附に係る HP におけるものづくり教育のアピールによる寄附額の増額

（2）商工会議所などを介しての市内事業者の皆様のご寄附を募集

（3）R9 年度以降、基金の取り崩し額の減少（学校での調整を要する。）

資料５

○諏訪市ものづくり教育奨励基金条例

平成 16 年 9 月 24 日
条例第 14 号

（設置）

第 1 条　本市のものづくり教育の奨励並びに小学校及び中学校における理科教育の充実を図るため、諏訪市ものづくり教育奨励基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金）

第 2 条　基金は、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

（管理）

第 3 条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第 5 条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条　基金は、ものづくり教育の奨励及び理科教育の充実のための財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第 7 条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。